

寒川町火災予防規則新旧対照表

現行	改正案
～略～	～略～
第13条 (略)	第13条 (略)
<u>(加える)</u>	<u>(公表の対象となる防火対象物及び違反の内容)</u>
	<p>第14条 <u>条例第47条の2第3項の規則で定める公表の対象となる防火対象物は、消防法施行令(昭和36年政令第37号)別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物で、法第17条第1項の政令で定める技術上の基準又は同条第2項の規定に基づく条例で定める技術上の基準に従って屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備を設置しなければならないもののうち、法第4条第1項に規定する立入検査においてこれらの消防用設備等が設置されていないと認められたものとする。</u></p> <p>2 <u>条例第47条の2第3項の規則で定める公表の対象となる違反の内容は、前項の防火対象物に屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が設置されていないこととする。</u></p>
<u>(加える)</u>	<u>(公表の手続等)</u>
	<p>第15条 <u>前条第2項に規定する違反が認められた場合は、公表該当違反報告書(第16号様式)により消防長に報告し、消防長は、条例第47条の2第2項の規定による防火対象物の関係者に対する通知を、寒川町公表通知書(第17号様式)により行うものとする。</u></p>
	<p>2 <u>条例第47条の2第1項の公表は、前条第1項の立入検査の結果を通知した日から14日を経過した日において、なお、当該立入検査の結果と同一の違反の内容が認められる場合に、当該違反が是正されたことを確認できるまでの間、寒川町ホームページへの掲載により行う。</u></p>

第14条 (略)

～略～

第15号様式 (略)

(加える)

(加える)

～略～

3 前項に規定する方法により公表する事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 前条第2項に規定する違反が認められた防火対象物の名称及び所在地

(2) 前条第2項に規定する違反の内容(当該違反が認められた防火対象物の部分を含む。)

(3) その他消防長が必要と認める事項

第16条 (略)

～略～

第15号様式 (略)

第16号様式(第15条関係)

[別添のとおり]

第17号様式(第15条関係)

[別添のとおり]

～略～

附 則

この条例は、平成29年10月1日から施行する。

年 月 日

寒川町消防長 様

予防課予防担当
階級 氏名

公表該当違反報告書

対象物番号					
防火対象物の 名称・所在地	名 称	(フリガナ)			
	所在地	(フリガナ)			
防火対象物の状況	用 途	構 造	階 層	規 模	
				建 築 面 積	m ²
				延 べ 面 積	m ²
公表街頭違反に 関 する 事 項	<input type="checkbox"/> 屋内消火栓設備 <input type="checkbox"/> スプリンクラー設備 <input type="checkbox"/> 自動火災報知設備				
公表街頭違反に 関 する 状 況					
立 入 検 査	立入検査実施日	立入検査結果 通知書交付日		前回の立入検査日	
公 表	公表通知書交付日			公表予定日	
備 考					

注 該当する□には記入すること。

第 号
年 月 日

様

寒川町消防長



寒 川 町 公 表 通 知 書

あなたの所有・管理・占有する防火対象物に関し、 年 月 日に立入検査結果通知書により通知した違反（寒川町火災予防規則第 14 条第 2 項）のうち、現に違反が認められるものについて火災予防条例第 47 条の 2 の規定により下記のとおり公表します。

記

1 公表する事項

防火対象物	名 称	
	所在地	
違反の内容		

2 公表の方法

寒川町ホームページへの掲載

3 公表予定日

年 月 日

備考

1 の違反の内容を是正した場合は、寒川町消防本部 課 担当へご連絡ください。公表予定日前に違反の是正を確認できた場合は、当該違反事実については公表しません。既に公表している場合は、当該違反事実の情報を削除します。